

税制改正大綱でNISAの抜本的拡充・恒久化！ (NISAは未成年が対象外、教育資金一括贈与非課税は3年延長) ～NISA向けファンド&つみたてNISA適格投信のフロー～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治 (kenji-matsuo@am.mufg.jp)
窪田 真美 (mamii-kubota@am.mufg.jp)

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

●税制改正大綱で NISA の抜本的拡充・恒久化！

2022年12月16日(金)13時半頃に与党(自民党と公明党)が2023年度/令和5年度税制改正大綱を決定した(自民党… <https://www.jimin.jp/news/information/204848.html>、公明党… <https://www.komei.or.jp/wp-content/uploads/zeisei2023.pdf>、去年の与党税制改正大綱は2021

年12月10日決定で詳細は2021年12月13日付日本版ISAの道 その347「与党税制大綱に金融所得課税見直し検討明記! 米国は39.6%案が消え年

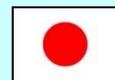
取2300万円未満なら20%以下非課税も!!」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.211213.2.pdf>)。与党税制改正大綱における「NISA/少額投資非課税制度の抜本的拡充・恒久化」に関する記載およびメディア等からの情報をまとめたものを下記する。



(1) 2024年1月からNISAの口座開設可能期間は恒久化。

(現行は一般NISA 2028年まで、つみたてNISA 2042年まで)。

※2024年1月からは現行制度と分離管理、**現行制度利用者も投資枠ゼロから満額使える。**



(2) 2024年1月からNISAの非課税保有投資期間は無期限。

(現行は一般NISA 5年間、つみたてNISA 20年間)。

(3) 2024年1月からNISAの年間投資枠を合計360万円、うち、成長投資枠(一般NISAに近い)の年間投資枠を240万円、つみたて投資枠(つみたてNISA)の年間投資枠を120万円。

※成長投資枠とつみたて投資枠を同じ年に併用可(現行は同じ年に併用不可)。

年間投資枠合計360万円は現行120万円(一般NISA 120万円、つみたてNISA 40万円のどちらか選択つまり最大120万円)の3倍、NISAが手本とした英国のISA 2万英ポンド/約335万円を上回る。成長投資枠(一般NISAに近い)240万円は現行(一般NISA)120万円の2倍、つみたて投資枠120万円は現行40万円の3倍。ただし、ジュニアNISAの年間投資枠80万円が無くなるので、未成年の子供や孫を持つ親や祖父母はその分少なくなる。成長投資枠は国内外の上場株にも投資出来るものの、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化。なお、英国ISAの適格ファンドについては2022年5月30日付日本版ISAの道 その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避?」(<https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.220530.2.pdf> ※3: 世界のISA等の適格ファンド)。

(4) 2024年1月からNISAの生涯非課税限度額を1800万円、うち、成長投資枠(一般NISAに近い)の生涯非課税限度額を1200万円(現行は一般NISA 600万円、つみたてNISA 800万円まで)。

※生涯非課税限度額は買い付け残高で管理する為(評価益は含まない)、途中で売却して枠に余裕が出来れば、その分はまた投資出来る(生涯非課税限度額が無くスイッチング自由な英国ISAは2022年5月30日付日本版ISAの道 その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避?」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.220530.2.pdf>)。生涯非課税限度額1800万円は現行800万円(一般NISA 600万円、つみたてNISA 800万円のどちらか選択つまり最大800万円)の2.25倍、成長投資枠(一般NISAに近い)の生涯非課税限度額1200万円は現行600万円(一般NISA)の2倍。ただし、ジュニアNISAの生涯非課税限度額400万円が無くなるので、未成年の子供や孫を持つ親や祖父母はその分少なくなる。



*与党税制改正大綱における「NISA/少額投資非課税制度の抜本的拡充・恒久化」に関する記載およびメディア等からの情報をまとめたもの。

	現行NISA (~2023年)		2024年1月施行予定であった 2階建ての新しい一般NISAと つみたてNISA 撤回(※1)		金融庁・日証協 抜本的拡充後のNISA (総合NISA)	与党税制改正大綱 抜本的拡充・恒久化後のNISA
	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA	2階建ての新しい一般NISA	つみたて株 成長投資枠 (仮称)	NISA つみたて投資枠 成長投資枠
口座開設可能期間	2028年まで	2042年まで	2023年まで	2028年まで	2042年まで	恒久化
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間	5年間	20年間	無期限
生涯非課税限度額	600万円	800万円	400万円	610万円	800万円	2000万円(※3)
年間投資枠	100万円	120万円	100万円	120万円	120万円	120万円
1人あたりの年間投資枠(※2参照)	一般NISA年120万円 OR つみたてNISA年40万円	つみたてNISA年40万円	ジュニアNISA 1人あたり年80万円 (2023年末まで新規買付終了)	新NISA年122万円 (=120万円+2万円)	つみたてNISA年40万円	つみたて投資枠年120万円 OR 成長投資枠年240万円(※2参照)

※1: 2022年8月31日付金融庁「令和5(2023)年度税制改正要望」では「2階建ての『新しい一般NISA』に改正済(2024年1月施行予定)⇒今回刷新を要望」と言っている。また、2022年7月20日付日本証券業協会「中間層の資産所得倍増プランへの提言」では「令和2年度税制改正により変更が予定されている制度(いわゆる新NISA)に移行することなく、直接NISAの抜本的拡充後の制度へ移行すること」と言っている。ちなみに、2022年8月8日付ファンド情報「金融庁の税制改正要望 新NISA見送り広めか投資家優先の改革を期待」では「K」2階建て化については提言通り見送りの可能性が高まっていると聞く。かねてより複雑な建てつけがもたらした投資のハードルを高めかねない、業界内外から懸念の声が上がっていたね。1)ただ、税制改正要望で言及するは微妙なところだ。当局は既に新NISAへの移行を各所で公式に打ち出している。要望で見送りに直接言及すれば自己矛盾に陥りかねない。2)新NISA見送りという表現を避けた上で、「より簡素で分かりやすい制度」への移行というような、曖昧な記載で(仮)のめがかり形になる可能性もある。」と言っている。

※2: 2022年7月20日付日本証券業協会「中間層の資産所得倍増プランへの提言」の中に「NISAのモデルとなった英国ISA並の金額とすること(例: つみたてNISA 40万円→60万円、一般NISA 120万円→240万円、合計300万円程度)とあった事を参考にして。ただ、2022年8月31日に金融庁は「2023年度税制改正要望のNISA拡充案を正しく理解するためのオンライン説明会」で「緑の枠(つみたて株)よりも若い枠(成長投資枠)が多く買えることではない。合体した形になる。…(略)…。2000万円程度としたとしても、使ったら枠が復活するという制度。…(略)…。(生涯非課税上限額は青と緑で別々に枠があるが、総枠はつみたてNISA枠を超えない。最大枠でも2000万」と言っている事から、年240万円は「既に積み上げた資産(預貯金)によるキャッチアップ投資」等と言う条件が付く可能性がある。

※3: 2022年8月31日に金融庁は「2023年度税制改正要望のNISA拡充案を正しく理解するためのオンライン説明会」で「生涯非課税限度額を例えば2000万円、年間投資枠は例えば60万円とした場合、年間上限額の中で積み立ててく…(略)…。緑の枠(つみたて株)よりも若い枠(成長投資枠)が多く買えることではない。合体した形になる。…(略)…。2000万円程度としたとしても、使ったら枠が復活するという制度。…(略)…。(生涯非課税上限額は青と緑で別々に枠があるが、総枠はつみたてNISA枠を超えない。最大枠でも2000万」と言っている事から、年240万円は「既に積み上げた資産(預貯金)によるキャッチアップ投資」等の場合の可能性がある。

※4: 生涯非課税限度額(一生にわたる非課税限度額)は買い付け残高で管理する(詳細は含まない)が、途中で売却して枠に余裕が出来れば、その分はまた投資出来る(英国ISAは生涯非課税限度額が無くスイング自由)。

(出所: 金融庁、日本証券業協会、自民党と公明党等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

2022年5月5日に岸田首相が英国で資産所得倍増プラン(インベスト・イン・キシダ/Invest in Kishida/岸田に投資を)の講演をして以来、大いに注目された「NISAの抜本的拡充」(2022年5月16日付日本版ISAの道その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充」~ https://www.am.mufj.jp/text/oshirase_220516_2.pdf)は口座開設可能期間の恒久化、非課税保有期間の無期限化、そして年間投資上限額の合計は360万円と現行の3倍となり、英国ISA(2万英ポンド/約335万円)を上回る年間投資枠など(下記参照)想定以上となった(事前の期待は2022年5月30日付日本版ISAの道その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避!」~ https://www.am.mufj.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)。

「担当する金融庁は『想定した以上の内容になった』と胸をはる。金融業界も歓迎ムード一色だ。投資信託協会の松谷博司会長は『国民が自分のライフスタイルに合わせて資産形成をしていく強い後押しになる』と強調。全国銀行協会の半沢淳一会長は『利用者にとってシンプルで分かりやすい制度になり、NISAの普及につながる』と太鼓判を押す。政権の期待も大きい。」(2022年12月16日付毎日新聞「NISA拡充で資産所得が倍増?『器だけでは不十分』」~ <https://mainichi.jp/articles/20221216/k00/00m/020/217000c>)。

生涯非課税限度額(一生にわたる非課税限度額)は1800万円(うち成長投資枠1200万円)と英国の様に「無し」にならなかった

(英国の「ISA Millionaires/ISA millionaires」は2022年9月12日付日本版ISAの道その364「新しい資本主義に沿った税制改正要望と金融行政方針」~ https://www.am.mufj.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)。ただ、「政府関係者によると、金融庁は元々、生涯の投資上限額を『つみたてNISA』の倍に当たる1600万円に拡大するよう要望していた。税制改正大綱の作成を担う自民党税制調査会の調整で1500万円とする案がいったん固まったが、報告を受けた首相官邸側が1800万円に上積みするよう求めたという。看板政策である『資産所得倍増』にかかる岸田首相の強い意気込みが感じられる。」(2022年12月16日付毎日新聞「NISA拡充で資産所得が倍増?『器だけでは不十分』」~ <https://mainichi.jp/articles/20221216/k00/00m/020/217000c>)とも言われている。

教育資金一括贈与制度(1人あたり1500万円まで非課税)は想定以上の3年延長となったものの、ジュニアNISA(1人あたり年間投資枠80万円、生涯非課税限度額400万円)は2023年12月で新規買付終了となる(2022年9月12日付日本版ISAの道その364「新しい資本主義に沿う税制改正要望と金融行政方針」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)。

2022年8月31日の金融庁「令和5(2023)年度税制改正要望」には「**つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大**」(2022年9月12日付日本版ISAの道その364「新しい資本主義に沿う税制改正要望と金融行政方針」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)があり、また、2022年11月24日の自民党財務金融部会・金融調査会「資産所得倍増プランに向けた緊急決議案」には「『つみたてNISA』の対象年齢の引き下げ」(2022年11月28日付日本版ISAの道その369「資産所得倍増プランの目玉はNISA 抜本的拡大(恒久NISA)より中立的なアドバイザー!」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221129.pdf)があったが、それは反映されなかった様子だ。

2022年12月16日の与党税制改正大綱には「**若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。**」とある。日本政府は「**若年層は15～34歳、中年層は35～64歳、高齢層は65歳以上**」(内閣府～ https://www5.cao.go.jp/j-i/wp/wp-je15/pdf/p02011_2.pdf、総務省統計局～ <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index1.pdf>)などと言っているの**で「15歳以上」でも良さそうだが、「新NISAは2024年1月に始まる。対象年齢は18歳以上。」**(2022年12月16日20時32分時事ドットコム「NISA恒久化、投資拡大 非課税上限1800万円一税制改正」～ <https://www.jiji.com/amp/article?k=2022121600964&g=eco>)、「**個人投資家の中で『ほぼ満点』と評価の高い改正だが、現行の『ジュニアNISA』の廃止で口座開設対象が18歳以上の成人限定の制度になる。2000兆円超の家計の金融資産の6割を握る高齢層から、子や孫世代に早めの資金移転を促して経済活性化につながる観点からも『0～100歳以上』が参加できる人生100年仕様の完成が待たれる。**」(2022年12月17日付日本経済新聞「NISA『人生100年』仕様に 最大1800万円まで、引き出しも可 18歳未満参加に課題」～ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ066930800W2A211C2EA4000/>)などと報じられている事から、「**18歳以上の成年者が対象**」と思われる。「18歳以上」については、民法改正で2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、それに伴って**一般・つみたてNISAも2023年1月から「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる事となっている。ジュニアNISAは2023年1月から「19歳以下」から「17歳以下」になり、その年の2023年12月で新規買付終了となる**(18歳になるまで非課税で保有可能、2022年9月12日付日本版ISAの道その364「新しい資本主義に沿う税制改正要望と金融行政方針」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)。

2022年12月16日の与党税制改正大綱でNISAの対象年齢が18歳以上の成年者となり、「事実上の復活」が叶わなかったジュニアNISAであるが、ジュニアNISAの廃止は、今から3年前の2019年12月12日の与党税制改正大綱で「**利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。**」として決まったものだ(ジュニアNISAは2014年8月29日に金融庁が要望、2014年12月30日の与党税制改正大綱で決定したもので2016年4月から開始となっている～2021年10月18日付日本版ISAの道その344「金融所得課税の見直しはNISAと共に」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)。

しかし、先月2022年11月4日に金融庁が公表した**2022年6月末のジュニアNISAは約86万6434口座で買付額累計(2016年4月から6年3か月)は約6212億円**(<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20221104.html>、バックナンバーは <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/datacollection/index.html>)だ。

● 日本のNISA・ジュニアNISA利用状況調査 3年前(2019年6月末)との比較 2022年6月30日末現在

	導入時期	調査結果	2019年6月末 A		2022年6月末 B			
			口数(万)	占率(%)	口数(万)	占率(%)	B÷A(倍)	増減率(%)
一般NISA	2014年1月 から	口数(万)	1,162	86.6	1,065	59.5	0.9	-8.4
		買付額累計 (億円)	168,812	98.1	259,272	90.5	1.5	+53.6
つみたてNISA	2018年1月 から	口数(万)	147	11.0	639	35.7	4.3	+334.1
		買付額累計 (億円)	1,781	1.0	21,055	7.3	11.8	+1,082.3
ジュニアNISA	2016年4月 から	口数(万)	33	2.5	87	4.8	2.6	+163.4
		買付額累計 (億円)	1,406	0.8	6,212	2.2	4.4	+341.9
NISA	-	口数(万)	1,342	100.0	1,790	100.0	1.3	+33.4
		買付額累計 (億円)	171,999	100.0	286,539	100.0	1.7	+66.6

(出所: 日本の金融庁より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

(ジュニア NISA 廃止が決まった時に発表されていた)2019 年 6 月末のジュニア NISA は約 32 万 8982 口座で買付額累計 (2016 年 1 月から 3 年半)は約 1406 億円だった。つまり、**ジュニア NISA は 3 年で口座数 2.6 倍(+163.4%)、買付額累計 4.4 倍(+341.9%)と急増している**。2019 年 6 月末のジュニア NISA は確かに利用実績が乏しかったかもしれないが、2016 年 4 月から開始となったばかりであったし、その後、つみたて NISA ほどではないものの、一般 NISA よりもはるかに増えている。

NISA の年代別買付額を多い年代順に見ると、**一般 NISA が 60 歳代 26.9%、70 歳代 21.6%、50 歳代 17.7%。つみたて NISA が 30 歳代 30.1%、40 歳代 26.3%、50 歳代 17.0%。ジュニア NISA は 1~5 歳 33.7%、6~10 歳 26.6%、11~15 歳 21.4%**(<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20221104.html>)、バックナンバーは <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/datacollection/index.html>)。2022 年 12 月 16 日の与党税制改正大綱にあった「**若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう**」に明らかに寄与する制度と思われる。

ジュニア NISA が手本とした英国のジュニア ISA/Junior ISA/JISA(18 歳未満)をみると、年間投資枠が 2020/2021 年度から、年 9000 英ポンド/約 150 万円へ前年度(4368 英ポンド)の約 2 倍に引き上げられている(2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げ、新ジュニア NISA/日本版 529 プラン、成長の為に新しい NISA を期待」 ~ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)。

また、ジュニア NISA 導入で参考としたら米国の教育資金積立制度「529 プラン」貯蓄プラン/Savings plans 残高は 2021 年 12 月末に記録的な 4526 億^{ドル}/約 52 兆円(貯蓄プラン以外を含めても 4800 億^{ドル}/約 55 兆円と記録的に達し、529 プラン向け投信も拡大している(2022 年 6 月 13 日付日本版 ISA の道 その 358「資産所得倍増プランに『iDeCo の改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備!』」 ~ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220613_2.pdf)。



Note: Data were estimated for a few individual state observations in order to construct a continuous time series. Sources: Investment Company Institute and College Savings Plans Network. See Investment Company Institute, "529 Plan Program Statistics, December 2021."

日本でジュニア NISA 廃止が決まった 2019 年 12 月 12 日の与党税制改正大綱で「2 階建ての NISA(=1 階 20 万円 +2 階 102 万円、口座開設可能期間も非課税保有期間 5 年間)」導入が決まった。その時、金融庁(麻生太郎金融担当相)は、NISA の恒久化、つみたて NISA の期限延長を要望した一方、ジュニア NISA 廃止も 2 階建ての NISA 導入も要望していない。今回 2022 年 12 月 16 日の与党税制改正大綱でこの時の「2 階建ての NISA」の導入を撤回したのであれば、同じ時に決まったジュニア NISA 廃止も撤回されて良かった様に思われる(2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げ、新ジュニア NISA/日本版 529 プラン(米国の教育資金積立制度)、成長の為に新しい NISA を期待!~NISA の本家・英国では今~」 ~ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)。

ただ、2022 年 11 月 28 日に新しい資本主義実現会議(議長: 岸田文雄首相、副議長: 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官、構成員: 有識者)で資産所得倍増プランが決定した際(2022 年 11 月 25 日に最終案は公表されている ~ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html)、委員の渋澤健氏(シブサワ・アンド・カンパニー代表、コモンズ投信会長)が「**今回の改正案は、民主主義における弱者、すなわち未成年の国民を取り残している。『誰も取り残さない』包摂性ある新しい資本主義を強調すべきであり、つみたて NISA は未成年も含む、0 歳から 100 歳以上の全国民を対象にすることを強く要望。**」と言い(2022 年 4 月 12 日の新しい資本主義実現会議で「つみたて NISA の恒久化。0 歳(未成年)からも加入可。」と発言)、やはり委員の経済同友会代表幹事の櫻田謙悟氏が「**個人金融資産の多くを保有する高齢世代から子ども・孫世代への資産移転を加速する相続税・贈与税などの改革、ジュニア NISA に代わる世代を超えた資産形成を後押しする投資優遇制度の整備などに一体的に取り組むことを求めます。**」と言っていた(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html)。

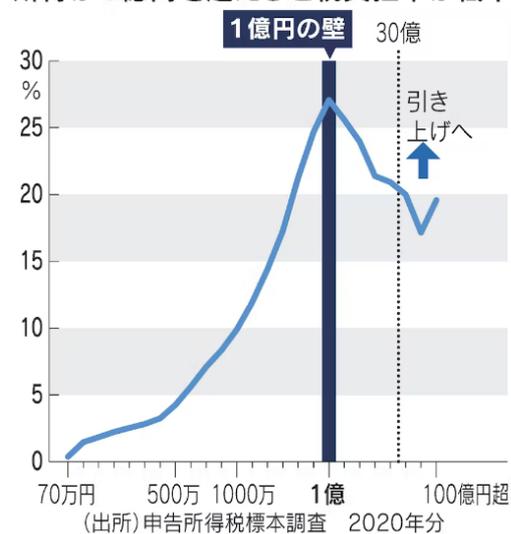
抜本的拡充となった NISA のさらなる拡充、未成年への対象拡大、ジュニア NISA の復活に期待したい(2022 年 9 月 12 日付日本版 ISA の道 その 364「新しい資本主義に沿う税制改正要望と金融行政方針」 ~ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)。

●税制改正大綱の金融所得課税強化も超富裕層だけで、想定以上の NISA の抜本的拡充・恒久化であり市場には問題無さそう～米国の富裕層課税強化案は今～

2022年12月16日の与党税制改正大綱では「極めて高い水準の所得」について、2025年からの金融所得課税強化(所得30億円超の超富裕層へのミニマム課税)もあった。「宮沢洋一税調会長は終了後、記者団に『つみたて NISA、一般 NISA を抜本的に拡充する』と述べた。…(略)…『年収平均で30億円くらいの方について少し負担を増やさせてもらう』とも表明した。富裕層にとっては所得税の増税となる。所得が1億円を超えると税負担率が下がる『1億円の壁』の是正に向かう。所得が30億円を超える200～300人が対象となる見込み。所得50億円のケースでは2～3%負担が増える想定だ。合計所得金額から3.3億円を差し引いたうえで22.5%の税率をかけた金額で計算する。これが通常税額を上回る場合に差額を徴収する。』(2022年12月13日付日本経済新聞夕刊「NISA 拡充を了承 自民税調幹部会合、年間投資枠360万円～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA131EW0T11C22A200000/>)と言う。

2022年12月16日の与党税制改正大綱によると、合計所得金額を「基準所得金額」と言い、計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益や NISA 制度の非課税所得は対象から除外、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とするそうだ。「2025年から所得が年30億円を超えるような人を対象に最低負担率を導入する。会社員らの給与所得は高額になるほど税率が上がる累進制で、最高税率は55%(所得税45%、住民税10%)だ。一方、株式や土地・建物の売却益にかかる税率は一律20%(所得税15%、住民税5%)だ。こうした売却益の多い富裕層ほど、負担率が低くなりやすい。』(2022年12月16日付日本経済新聞「NISA、生涯投資枠1800万円 非課税期間を無期限に2023年度与党税制改正大綱 ポイント解説②」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0523Q0V01C22A200000/>)と言われている。「200人～300人(国民におけるシェア0.00025%)を狙い撃ちするやり方というのは税収向上効果は殆ど望めません。ただ『出る杭を打つ』ことで残りの99.99975%の国民の溜飲を下げることはできます。』(2022年12月14日付日本経済新聞電子版「超富裕層課税、迷走の末に よぎった『岸田ショック』多様な観点からニュースを考える」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0425B0U2A201C200000/>)とも言われている。

所得が1億円を超えると税負担率が低下



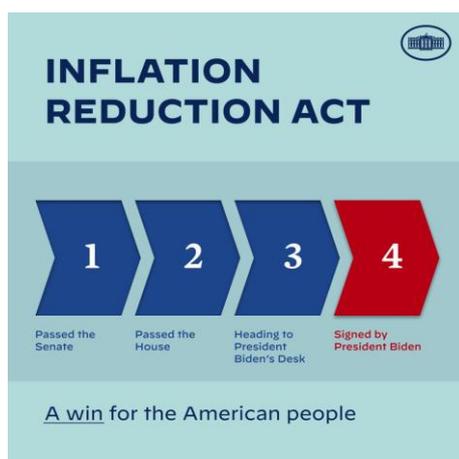
先述通り、期待以上の NISA 拡充であった事から、この程度の金融所得課税強化の市場に与える影響は十分相殺していけると思われる。2014年1月からの上場株式等の税率引き上げ(10%→20%)を日本版 ISA(現 NISA)導入で相殺、株式市場は大きな問題は無かったが(2021年10月18日付日本版 ISA の道 その344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)、それよりも今回は成長投資枠の年間投資枠を240万円(2倍)、成長投資枠の生涯非課税限度額1200万円(2倍)、恒久化、無期限化などは日本株式市場にはるかに好材料である。

「政府・与党は、NISA の拡充と合わせて、年間所得が30億円を超える超富裕層への課税強化策の議論を進めている。NISA の大幅拡充と所得格差の是正策をセットで講じることで、『富裕層優遇』批判をかわす狙いもありそうだ。』(2022年12月14日付毎日新聞「NISA 上限1800万円に 生涯投資額 官邸意向で積み増し」～ <https://mainichi.jp/articles/20221214/ddm/008/020/043000c>)と言われているが、そもそも昨年2021年から「金融所得課税の見直しは NISA と共に」あるべきだった(2021年10月18日付日本版 ISA の道 その344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)。昨年2021年10月4日発足の岸田政権が金融所得課税見直しを独り歩きさせ、株の大幅安(岸田ショック)をもたらしていた。「資産所得倍増プラン 支持率低迷に苦しむ岸田政権が現状打破のきっかけとしたかった」(2022年11月15日付東洋経済オンライン「『NISA 恒久化』暗雲、非課税期間の延長は無理筋か」～ <https://toyokeizai.net/articles/-/632382>)と言われていた事も想定以上の NISA の抜本的拡充・恒久化となった背景にあるだろう。

尚、米国ではバイデン米大統領の選挙公約(2020年11月3日選挙)でもある富裕層課税強化案はことごとく不調に終わっている。(米下院で可決済の)**「よりよき再建/ビルド・バック・ベター法/Build Back Better Act/BBBA」**にあった**所得年100万ドル/1.4億円超の富裕層を対象にしたキャピタルゲイン課税強化(20%から39.6%へ引き上げ)**も2021年10月27日に削除、代わりに**所得(modified adjusted gross income/AGI)年1000万ドル/約14億円超および年2500万ドル/34億円超の富裕層への課税強化(キャピタルゲイン税率は各々28.8%と31.8%)の付加税/Surtax on wealthy individuals/High-Income Surtax**としたが**上院民主党のジョー・マンチン/Joe Manchin 議員やキルステン・シネマ/Kyrsten Sinema 議員の反対で成立しなかった**(2021年12月13日付日本版ISAの道 その347「与党税制大綱に金融所得課税見直し検討明記! 米国は39.6%案が消え年収2,300万円未満なら20%以下非課税も!!」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.211213.2.pdf>)。

2022年3月28日にバイデン米大統領が予算教書でBBBAの財源を賄う為に提案した**「ビリオネア最低所得税法/Billionaire Minimum Income Tax Act /BMIT」**にあった**1億ドル/約137億円超の資産を持つ超富裕層(700人程度)に絞ってその所得(投資による未実現の所得を含む全ての所得)に最低20%の課税**も、民主党内でもまとまっておらず、2022年7月29日に下院民主党議員2人が下院に提出して進んでいない(<https://cohen.house.gov/media-center/press-releases/congressmen-cohen-and-beyer-introduce-billionaire-minimum-income-tax-act>)。

その中、**BBBAの一部を含む「インフレ抑制法案/Inflation Reduction Act/IRA(Tax-Climate Bill)」**を上院民主党のマンチン議員が合意し、2022年8月7日に上院、2022年8月12日に下院で可決、8月16日に成立している。



ただ、上院民主党(現与党)のシネマ議員が成功報酬/キャリド・インタレスト・ループホール/carried interest loophole(現行法では課税率は20%で、個人所得税の最高税率37%より優遇されると言う抜け穴/loopholeがある)対策の課税強化を削除させた(2022年8月29日付日本版ISAの道 その363「ダイレクト・インデックスは次世代インデックス投資3.0でETF後継?」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.220829.2.pdf>)。そして、以上の後の米中間選挙(2022年11月8日)で共和党(現野党)が下院の過半数を奪還、IRAの下院可決の見込みは無くなった。また、上院も民主党(現与党)が過半数となったものの、2022年12月9日にシネマ議員が民主党を離党(無所属で会派は民主党か共和党かは不明)、バイデン米大統領の富裕層課税強化案は一層、不調になる可能性が高まった(2022年11月17日付WSJ「What GOP Control of the House Means for Inflation, Taxes, Healthcare」~ <https://www.wsj.com/articles/what-gop-control-of-the-house-means-for-inflation-taxes-healthcare-1166861902>)。

米国でも日本のNISA 拡充の様な事をすれば良かったと思われるが、増税を基本とする米民主党(現与党)にはその様な選択肢は難しかったのであろう。減税を基本とする共和党(現野党)のトランプ前大統領などは、大統領在任中の2016年9月13日に(英国ISA や日本のNISAに近い部分のある)非課税制度「DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」案を提案していた事もある(2017年2月27日付日本版ISAの道 その173「米国版ISAの道?トランプ大統領のDCSAs創設案」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.170227.pdf>)。日本政府は米民主党と米共和党の両方を参考に行っている様だ。

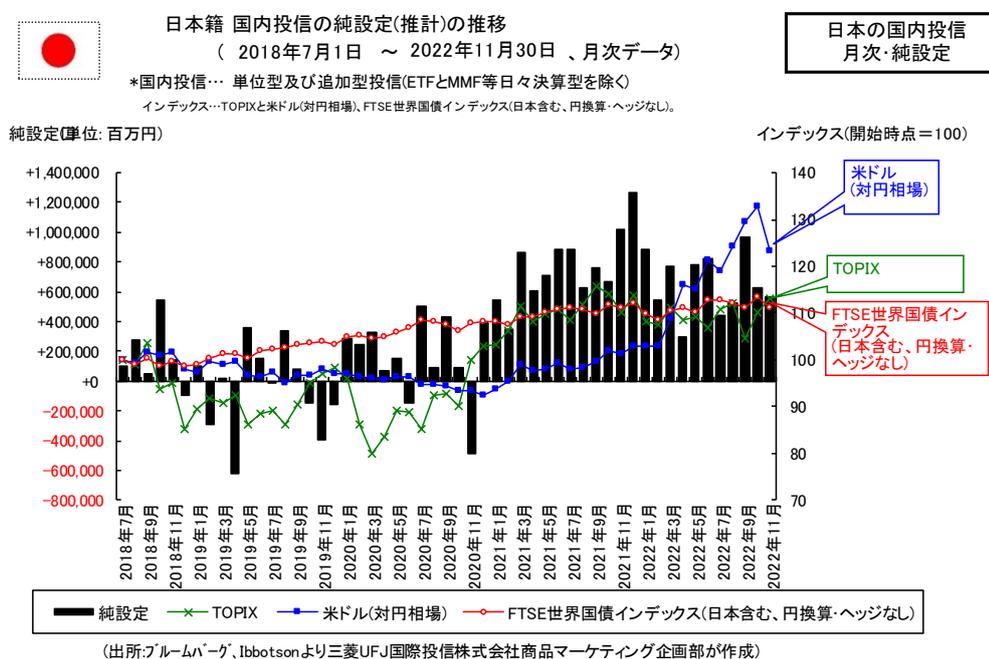
●NISA 向けファンド&つみたて NISA 適格投信のフロー

～日本の NISA で人気は米国株、グローバル株、アセットアロケーション～

2022 年 12 月 16 日に決定した 2023 年度/令和 5 年度与党税制大綱で NISA 拡充が決まった事は言うまでもなく、今後の NISA 拡大要因である(2022 年 5 月 30 日付日本版 ISA の道 その 357「資産所得倍増プラン『NISA の抜本的拡充』で NISA 縮小回避!」～https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)。その NISA に関連する日本の投信フローを見る。上から順に、投信全体のフロー、NISA 向けファンドのフロー、つみたて NISA 適格投信のフローとなっており、< >内に 2022 年 11 月にかけての人気ファンド分類が出ている。

<投信全体のフロー～米国株、グローバル株、REIT～>

日本の投信全体の純設定(推計)を見る。最新 2022 年 11 月に+5603 億円と、2020 年 12 月から 24 カ月連続の純流入。2022 年 9 月の+9676 億円という今年最大の純流入から 2 カ月連続で減速傾向ではある。



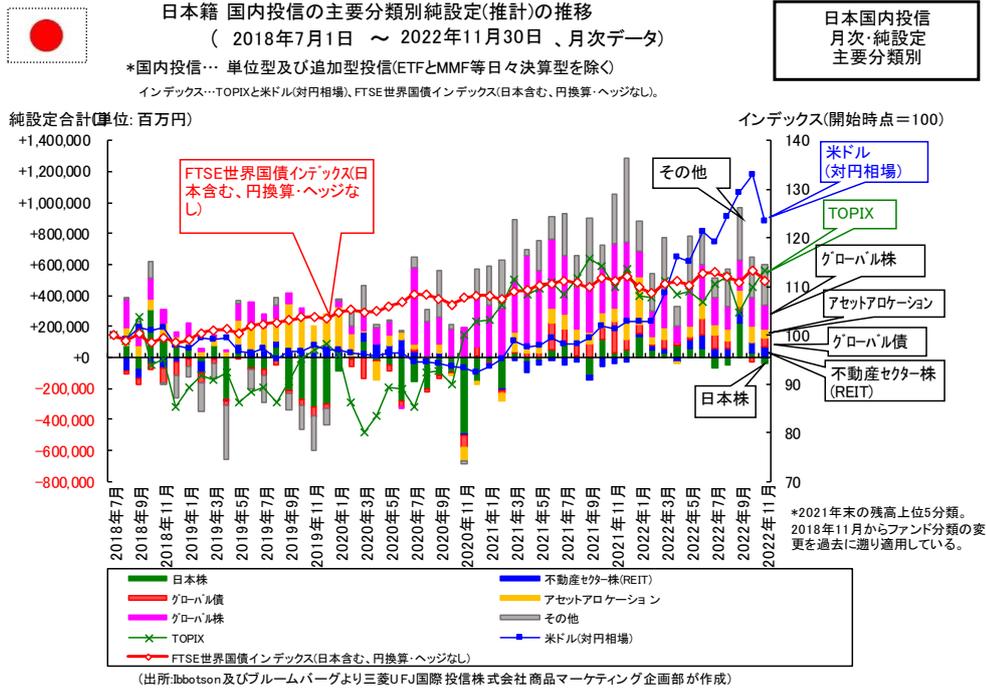
2022 年 11 月の投信全体の純設定を、投資対象別で見よう(主要分類～後述※1 参照)。**11 月は、米国株が最も大きな純流入であり、次いでグローバル株、不動産セクター株(REIT)、アセットアロケーション、グローバル債などに資金が集まっている(次頁グラフ参照。米国株は「その他」に含む)。**

米国株の純設定は 11 月に+2313 億円と、今年(2022 年 3 月+3275 億円)や昨年(2021 年 12 月+4537 億円)のピークには及ばないものの、2000 億円台の純流入が 3 カ月続いている。年間では、2022 年は 11 月までに+2.5 兆円と、昨年 2021 年(1～12 月)の+3.1 兆円というペースから減速も、グローバル株の年初来+2.0 兆円を上回る。

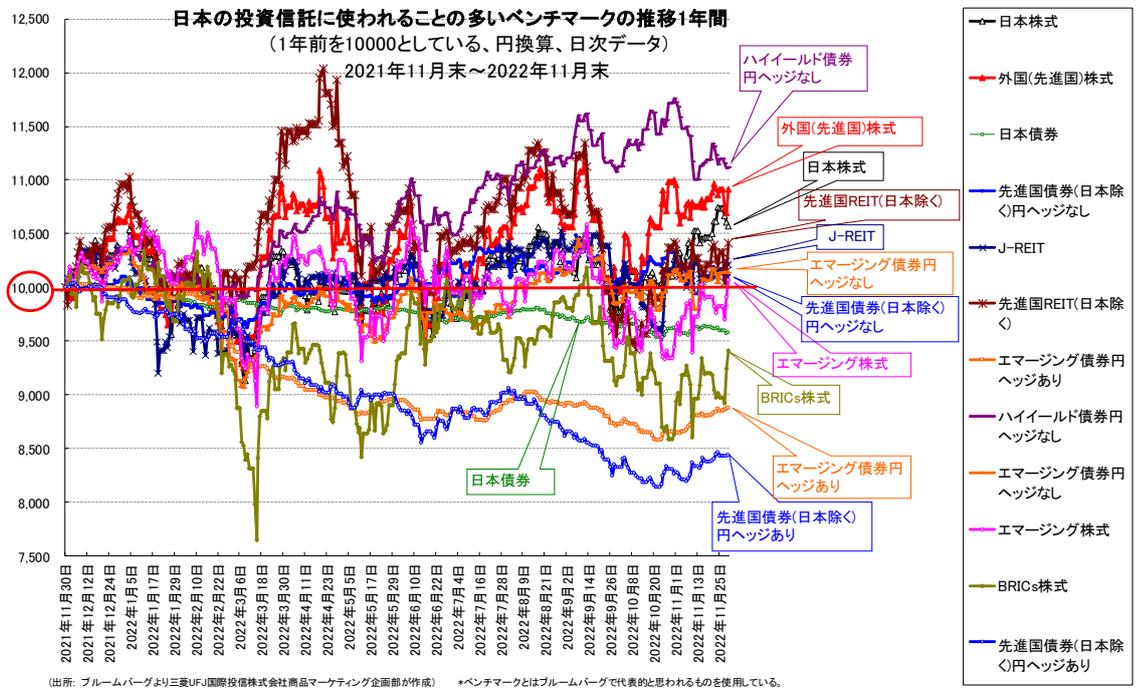
グローバル株の純設定は 11 月に+1501 億円と、今年最大(2022 年 5 月の+2523 億円)から 4 割減となっている。年間では昨年 2021 年(1～12 月)に+4.6 兆円へ急拡大したが、2022 年は年初来(1～11 月)で+2.0 兆円にとどまる(←2020 年+1.9 兆円←2019 年+6750 億円←2018 年+8510 億円←2017 年+6400 億円)。

日本株は 11 月の純設定が-427 億円と、3 カ月ぶり純流出。日経平均株価(日経 225)連動型インデックスファンドの純流出が大きい。ただし、年間で日本株は、今年 1～11 月で+5052 億円と、昨年 2021 年(1～12 月)は-248

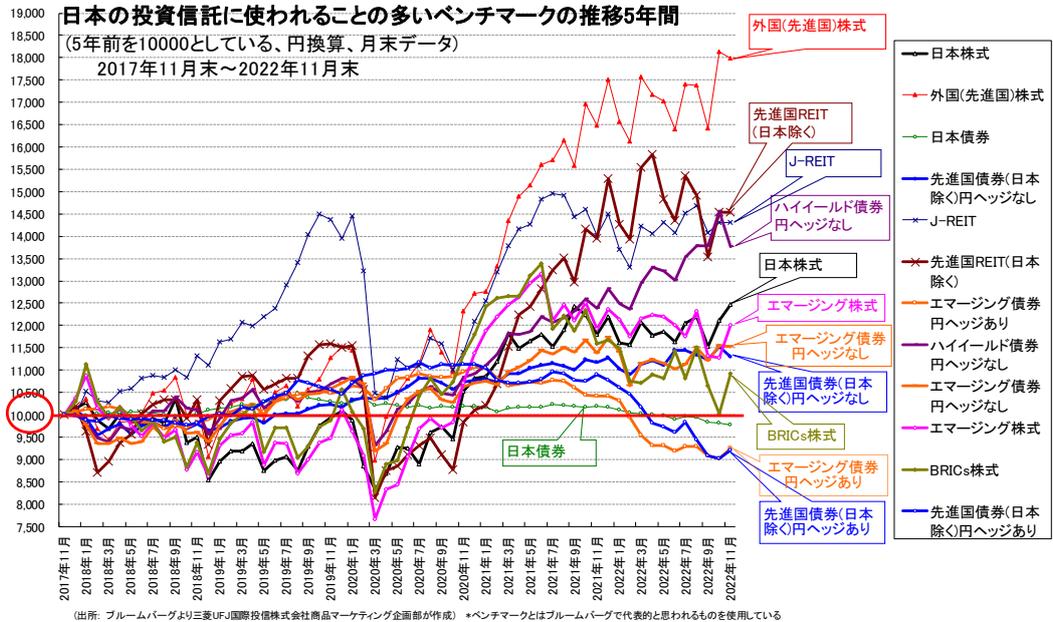
億円、2020年-1.5兆円、2019年-1.3兆円だったが、2022年は純流入となる可能性がある。



米国株やグローバル株は長期に人気を集めているが、日本の投信に使われる事の多いベンチマークについて、2022年11月末までの1年のパフォーマンス推移を見た。下記がそれで、好い順に、ハイイールド債券、先進国株式、日本株式、先進国REIT、J-REIT、エマージング債券、先進国債券などとなっている(*グラフは1年前を10000としている、円換算、日次データ)。

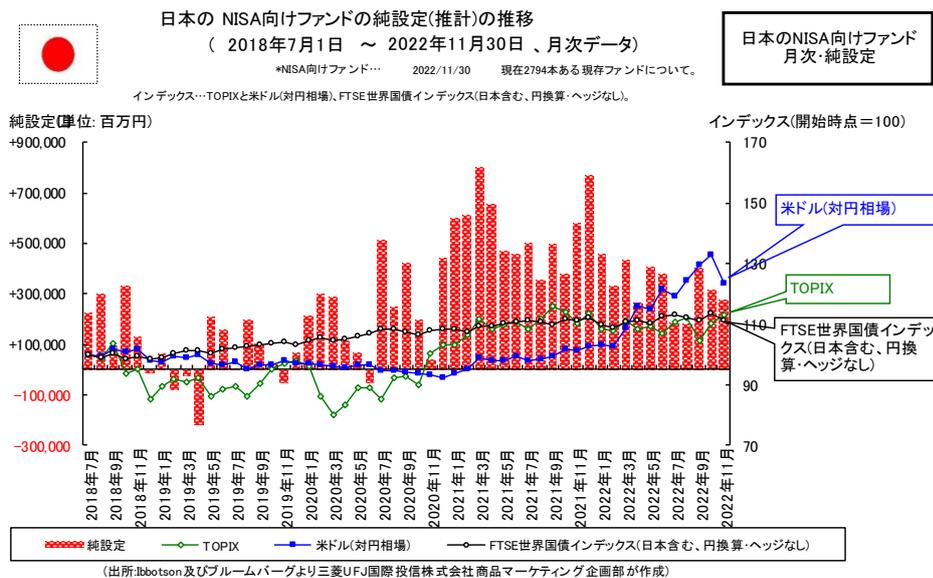


5年間パフォーマンス推移も見た。好い順に、先進国株式、先進国REIT、J-REIT、ハイイールド債券、日本株式、エマージング株式、エマージング債券など(*グラフは5年前を10000としている、円換算、月末データ)。先進国株式の好パフォーマンスの原因には、こうした投信によるグローバル株や米国株人気があるのかもしれない。



<NISA 向けファンドのフロー～米国株、グローバル株、アセットアロケーション～>

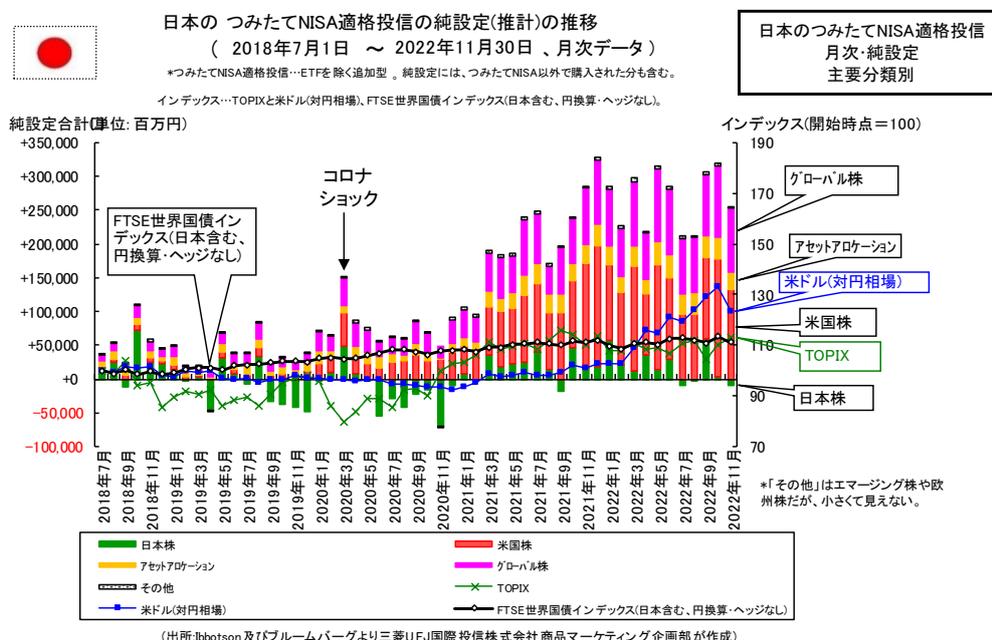
次に、NISA 向けファンドの純設定(推計)を見る。最新 2022 年 11 月は+2740 億円と、2020 年 7 月から 2 年 5 か月連続の純流入も、投信全体と同様、足元 2 か月連続で減速傾向(*NISA 向けファンド～後述※2 参照)。



投資対象(主要分類)別に見る。 **2022 年 11 月の純設定が大きかったのは米国株、次いでグローバル株、アセットアロケーション、グローバル債だった(次頁グラフで米国株は「その他」に含む～後述※1 参照)。**

米国株は S&P500 など広範な株価指数に連動するインデックスファンドを中心に堅調な純流入となっている。年間で 2022 年に米国株は 11 月までに+1.7 兆円と、既に昨年 2021 年(1～12 月)の+1.4 兆円を上回り、NISA 向けファンド全体の 2022 年(1～11 月)+3.6 兆円の約半数を占めている。一方、2020 年後半から純流入が加速し、昨年 2021 年に+3.5 兆円と、NISA 向けファンド全体(+6.7 兆円)の過半数を占めるほどだったグローバル株は、2022 年は 11 月までのところ+1.1 兆円と鈍化傾向にある。日本株は最新 11 月は 3 か月ぶり純流出。

インデックスファンド全体では11月に+2135億円と、つみたてNISA開始(2018年1月)以来で最大となった昨年2021年12月(+2780億円)や前月2022年10月(+2764億円)から2割減。日経平均株価(日経225)指数連動インデックスファンドから純流出が大きい。一方、インデックス以外(日本株アクティブ・ファンドや、アセットアロケーションファンド等)は11月に+332億円と、前月(+429億円)を下回り、今年2番目に小さな純設定だった(4月の+320億円が最小)。



※1: 主要分類…

モーニングスター分類で2021年12月末の純資産の大きい上位5分類である。グローバル株は、2018年11月1日のグローバル分類の変更でグローバル大型株及びグローバル中小型株と分かれた為、グラフでは、従来通りの「グローバル株」として合算する。また、アセットアロケーション型は、「アセットアロケーション慎重型」、「アセットアロケーション柔軟型」、「アセットアロケーション標準型」、「アセットアロケーション積極型」、「アセットアロケーションその他」を合算。米国大型グロース/ブレンド株、CB、テクノロジー・セクター株、公益セクター株、通信株、日本債などは「その他」に含む。

※2: NISA 向けファンド…

投資信託協会の言う「NISA 向けのファンド(*分配頻度が低いファンド、低コストのファンド、バランス型ファンド)」を参考にしながら(URLは下記参照)、2013年11月末時点の契約型公募投信純資産が1兆円以上ある投信会社17社(*全84社の約90%を占める)の株式投信(ETFを含む)で「NISA向け」、「NISA専用」、「NISAで選ぶ」、「NISAにおすすめ」などと紹介されているファンド、それに加え、2013年4月以降に設定された分配頻度が低いファンドやバランス型ファンドとしている。

日本証券業協会は「NISA制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え(乗換え)を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等はNISA制度を十分に利用できない場合がある」と言っている(URLは下記参照)。投資信託協会は2013年11月21日に「『NISA』の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査」の中で「NISAにおいては一般的に、投資未経験者層、或いは久々に投資を行う層を意識して、比較的风险を抑えた商品」と言っている(URLは下記参照)。

なお、2013年4月以降と言うのは、NISAが含まれる税制改正(関連)法が2013年3月30日に成立・政省令公布された為である。また、単位型・限定追加型・年1~2回分配以外のファンド・DC・SMA・ミリオン(従業員積立投資プラン)を含めていない。ただ、同じシリーズが該当している場合は年1~2回以外を含めている。しかし、通貨選択型については、年1~2回以外を除いている(*マネー・プールは年1~2回でも除いている)。こうした「NISA向けファンド」を抽出した所、2022年11月30日時点で2794本となった。

以下、参考URLである。金融庁「つみたてNISAの対象商品」…「<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/target/index.html>」、2014年1月8日付投資信託協会メールマガジン「NISA向けのファンドって?」…「<https://www.toushin.or.jp/mailmag/backnumber/>」、2019年4月26日付日本証券業協会「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)」…「<http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/nisaguideline.pdf>」、2013年11月21日付投資信託協会「『NISA』の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査」…「<http://www.toushin.or.jp/topics/2013/10055/>」、つみたてNISAの要件は2017年4月24日付日本版ISAの道 その179「積立NISAの適格投信は全体の1%以下でインデックス・ファンドばかり。これを米国に当てはめると、全体の1.6%でアクティブ・ファンドが半分超に!」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170424.pdf」。

掲載した和訳は、当コラム筆者が作成した英文記事の参考抄訳であり、英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文が優先します。

以 上

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー：
「各年… <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、
「2013年2月1日付日本版 ISA の道 その1 から一気に見る/検索する…
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」。

三菱 UFJ 国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 企画グループ
松尾 健治(kenji-matsuo@am.mufg.jp)、
窪田 真美(mami1-kubota@am.mufg.jp)。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会